

日程第七

議案第七十一号

業福生土地区画整理事業会計決算認定について(審査報告) 原案認定・一五二

昭和六十年年度福生市下水道事業会計決算認定について(審査報告) 原案認定・一五三

日程第八

議案第七十二号

昭和六十年年度福生市受託水道事業会計決算認定について(審査報告) 原案認定・一五四

日程第九

陳情第六十一一六号

老人保健制度等の改善に関する陳情(審査報告) 採択・一五六

日程第十

議案第八十八号

老人保健制度等の改善に関する意見書(東京市市外並事業) 原案可決・一五七

日程第十一

議案第八十一号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正

日程第十二

議案第八十二号

福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例 採択・一六五

日程第十三

議案第八十三号

福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 採択・一六二

日程第十四

議案第八十四号

福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例の一部を改正する条例 採択・一六四

日程第十五

議案第八十五号

昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第七号) 採択・一六六

日程第十六

議案第八十六号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第三号) 採択・一七三

日程第十七

議案第八十七号

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号) 採択・一七五

日程第十八

陳情第六十一—十一号

福生市田園地区隣接河川敷に自然

一七五

日程第十九

陳情第六十一—十二号

町会会館の補助等に関する陳情書

一七七

日程第二十

陳情第六十一—十三号

首都圏中央連絡道路建設促進に關

一七七

日程第二十一

陳情第六十一—十四号

福生市に非核都市宣言を求める陳

一七三

日程第二十二

陳情第六十一—十五号

「非核・平和福生市宣言」制定に

一七八

日程第二十三

陳情第六十一—十六号

福生市に非核都市宣言を求める陳

一七八

日程第二十四

陳情第六十一—十七号

福生市に非核都市宣言を求める陳

一七八

日程第二十五

陳情第六十一—十八号

福生市に非核都市宣言を求める陳

一七八

日程第二十六

陳情第六十一—十九号

福生市に非核都市宣言を求める陳

一七八

日程第二十七

陳情第六十一—二十号

福生市に非核都市宣言を求める陳

一七八

日程第二十八

陳情第六十一—二十一号

福生市に非核都市宣言を求める陳

一七八

○十二月十九日(金)(第十六号)

一六二

日程第二十九

陳情第六十一—二十二号

福生市に非核都市宣言を求める陳

一八〇

日程第三十

陳情第六十一—二十三号

福生市に非核都市宣言を求める陳

一八二

議事日程

一八三

開議

一八五

諸報告

一八五

議會運営委員長報告

一八五

諸報告

一八六

議會運営委員長報告

一八六

追加日程について(議案第九十四号、議案第九十五号)

一八七

日程第一

議案第八十一号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正

一八七

する条例(審査報告)

一八七

日程第二

議案第八十二号

福生市特殊疾病患者福祉手当条例の

一部を改正する条例

日程第三

議案第八十三号

福生市道路占用料徴収条例の一部を

改正する条例

一八八

一八八

一八八

一八八

日程第十八 議案第六十一号 (審査報告) ———— 原案可決・・・一八九

日程第四 議案第八十四号 福生市駅前駐車施設の設置及び使用・・・一七七

日程第十九 陳情第六十一号 昭和六十一年度福生市一般会計補正 に関する条例の一部を改正する条例 (審査報告) ———— 原案可決・・・一九一

日程第二十 議案第八十五号 昭和六十一年度福生市一般会計補正 予算 (第七号) (審査報告) ———— 原案可決・・・一九二

日程第二十一 議案第八十一号 昭和六十一年度福生市受託水道事業 会計補正予算 (第三号) (審査報告) ———— 原案可決・・・一九六

日程第六 議案第八十六号 昭和六十一年度福生市受託水道事業 会計補正予算 (第三号) (審査報告) ———— 原案可決・・・一九六

日程第七 議案第八十七号 昭和六十一年度福生市受託水道事業 会計補正予算 (第二号) (審査報告) ———— 原案可決・・・一九七

日程第八 陳情第六十一号 東京都立商科短期大学商学科二部の 昭和六十一年度福生市受託水道事業 会計補正予算 (第二号) (審査報告) ———— 原案可決・・・一九七

昭島校舎存置に関する陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・一九八

町会会館の補助等に関する陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

陳情第六十一号 福生市に非核都市 宣言を求める陳情書 (審査報告) ———— 採択・・・二〇〇

書の附録……原案可決・二〇五

追加日程の先議について（議案第九十四号、議案第九十五号）……二〇七

追加日程第一 議案第九十四号 三多摩市町村と都区内市外局番号

・料金等に関する意見書——原案可決・二〇八

追加日程第二 議案第九十五号 福生市長の給料の特例に関する条

例——原案可決・二〇八

日程第十三 閉会中の継続審査申し出について……二一〇

日程第十四 特定事件の継続調査について……二一〇

閉議・閉会……二一一

日程第十五 議案第六十一号十四号 福生市市外局番号……一九六

日程第十六 議案第六十一号十七号 昭和三十九年（昭和）市受託業務……二〇〇

日程第十七 議案第六十一号十八号 昭和三十九年（昭和）市受託業務……二〇〇

日程第十八 議案第六十一号十九号 昭和三十九年（昭和）市受託業務……二〇〇

日程第十九 議案第六十一号二十号 昭和三十九年（昭和）市受託業務……二〇〇

第四回福生市議会定例会会議録（第十四号）

昭和六十一年十二月九日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が招集された。

出席議員は次のとおりである。

一番	林田 武君	二番	在原 博君
三番	村野 和一郎君	四番	石川 泰一君
五番	赤星 行人君	六番	齋藤 翼君
七番	井上 寅吉君	八番	石川 保君
九番	上野 重勝君	十番	木村 徳藏君
十一番	原 敏子君	十二番	遠藤 洋一君
十三番	小野沢 久君	十四番	仲村 清信君
十五番	加藤 謹之助君	十六番	高水 惣八君

十七番 東田 正治君

十八番 堀川 實君

十九番 宮沢 良一君

二十番 指田 保雄君

二十一番 森田 治男君

二十二番 村尾 栄次君

二十三番 田村 市郎君

二十四番 君

正番 赤星 吾人君

一 欠席議員は次のとおりである。

日程 二十四番 関田 米吉君

一 欠員は次のとおりである。

御座六十一号十二月八日 日野主市議会議決案第四回日野主市議会議決案の附録を以て

第四回日野主市議会議決案の附録 (第十四号)

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 井上 久男君 議事係長 島田 幸治君 臨時速記事務補佐員 峯岸 幸子君

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 田村 匡雄君 助役 古谷 徳男君

収入役 高水 求君 教育長 森田 猛君

企画部長 内田 和雄君 総務部長 浅見 裕康君

政部長 古谷 正夫君 福祉部長 生子 国利君

建設部長 森田 進君 教育次長 須崎 進君

監査委員 小野 光明君 選挙管理委員会事務局長 篠崎 寛君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十一年第四回福生市議会定例会議事日程

開議日時 十二月九日（火）午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 報告第五号

日程第五 議案第六十七号

専決処分の承認を求めることについて（東京都市
収益事業組合規約の一部を改正する規約）
昭和六十年度福生市一般会計決算認定について
（審査報告）

日程第六 議案第六十八号

昭和六十年度福生市国民健康保険特別会計決算認
定について
（審査報告）

日程第七 議案第六十九号

昭和六十年度福生市老人保健医療特別会計決算認
定について
（審査報告）

日程第八 議案第七十号

昭和六十年度福生市福生都市計画事業福生土地区

日程第九 議案第七十一号

画整理事業会計決算認定について （審査報告）
昭和六十年度福生市下水道事業会計決算認定につ
いて （審査報告）

日程第十 議案第七十二号

昭和六十年度福生市受託水道事業会計決算認定に
ついて （審査報告）

日程第十一 陳情第六十一―六号

老人保健制度等の改善に関する陳情書
（審査報告）

日程第十二 議案第八十八号

老人保健制度等の改善に関する意見書
福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第八十一号

福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正す
る条例

日程第十四 議案第八十二号

福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

日程第十五 議案第八十三号

福生市駅前駐車施設の設置及び使用に関する条例
の一部を改正する条例

日程第十六 議案第八十四号

日程第十七 議案第八十五号

昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第七号）

昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年第四回福生市議会定例会議事日程

（追加その一）

追加日程第一

議案第八十九号

福生市議会の議員の昭和六十一年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

追加日程第二

議案第九十号

福生市長等の昭和六十一年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

追加日程第三

議案第九十一号

福生市教育委員会教育長の昭和六十一年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

追加日程第四

議案第九十二号

福生市の一般職の職員の昭和六十一年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第三号）
昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
（第二号）

昭和六十一年第四回福生市議会定例会議事日程

（追加その一）

追加日程第一

議案第八十九号

福生市議会の議員の昭和六十一年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

追加日程第二

議案第九十号

福生市長等の昭和六十一年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

追加日程第三

議案第九十一号

福生市教育委員会教育長の昭和六十一年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

追加日程第四

議案第九十二号

福生市の一般職の職員の昭和六十一年十二月期期末手当の支給割合を定める条例

日程第十八

議案第八十六号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算

(第三号)

日程第十九

議案第八十七号

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算

臨時日野第一

議案第六十二号

当の支分組合に安める案
福生市田園地区河川敷に自然公園の建設に
関する陳情書

臨時日野第二

議案第六十一号

手当の支分組合に安める案
福生市教育委員会教育委員の臨時六十一
年度中央連絡協議会に關する陳情書

臨時日野第三

議案第六十号

合字安める案
福生市長等の臨時六十一年度十二月限
限末手当の支分組合に安める案

臨時日野第四

議案第六十九号

支分組合に安める案
福生市議会の議員の臨時六十一年度十二月限
限末手当の

臨時日野第五

議案第六十八号

支分組合に安める案
福生市議会の議員の臨時六十一年度十二月限
限末手当の

(臨時第一)

臨時六十一年度第四回福生市議会定例会臨時日野

午前十時 開会・開議

○議長(森田治男君)

ただいまから昭和六十一年第四回福生市議会定例会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(森田治男君)

日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第三百三十二条の規定により、議長において

二十二番 村尾 米次君

二十三番 田村 市郎君

一 番 林 田 武君

以上三名を指名いたします。

○議長(森田治男君)

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(井上議会議務局長報告)

一、昭和六十一年第四回福生市議会定例会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、意見書の受理について(別添参照)

四、陳情書の受理について(別添参照)

五、議案説明員の出席要求について(別添参照)

六、昭和六十一年十月分例月出納検査の結果について(別添参照)

七、昭和六十一年度第二回定期監査の結果について(別添参照)

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） 御指名をいただきましたので、去る十二月三日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、日程でございますが、本定例会に提案される議案は市長から八件送付されており、他に陳情書及び意見書が四件、また、閉会中に審査いたしました各会計決算等の審査報告が七件提出されており、合計で十九件となっております。

次に、一般質問についてでございますが、七名の議員から通告されております。

日程の順序につきましては、前例にならしまして、お手元に御配付の日程表のとおり編成をいたしました。

次に、議案の取り扱いについてでございますが、お手元に御配付の付託表のとおり各委員会に付託し、審査を願うことといたしました。

次に、会期についてでございますが、一般質問の通告時間、議案の審議時間等勘案の結果、本日と明日の二日間、本会議をお願いし、十一日から十八日までの間を委員会審査等に当てるため休会とし、最終日を十九日とする十一日間と決定をいたしました。

次に、全員協議会でございますが、理事者からの申し入れがあり、また、議会側としても御協議願いたいこともあり、ますので、議事の進行状況を考慮して開催することにしたしました。

以上でございますが、本定例会が円滑に運営されますよう議員各位の特段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり十二月九日から十二月十九日までの十一日間と決定いたしましたと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって会期は十一日間と決定いたしました。

○議長（森田治男君） 日程第三一般質問を行います。

一般質問については、既に通告されておりますので、通告の順に従い発言を許します。まず十四番仲村清信君。

（十四番 仲村清信君登壇）

○十四番（仲村清信君） おはようございます。

御指名をいただきましたので、会議規則第八十六条の規定に基づき、さきに通告しました一般質問を行わせていただきます。

今回の質問事項につきましては、一つ、地方行革について、二つ目、福祉対策について、三つ目、都市基盤の整備について、順次質問をさせていただきます。

まず、地方行革についての我がまちの行革度、これについて行いたいと思います。

現在、国、地方ともに財政が極度に窮迫し、多くの自治体では実質マイナス予算という厳しい状況下にあります。じっとしていたのでは、新しいまちづくり等を進める予算は全くなってしまう。そこで、行政全般を見直しむだ、非効率、コスト高の面を改善することによって、新たな財源を生み出すことが、ぜひとも必要ではないかと考えます。これからの自治体は、行革が熱心か不熱心かによって、まちづくりに大変な格差ができるのではないでしうか。知恵とアイデアの競争時代になると思われれます。

そこで、この大きな問題にどう取り組んだらよいのか、どこをどう見たらいいのか。予算書を見ただけでは、我がまちは行革が進んでいるのか遅れているのか、その判断ができません。何か手がかりになるものを、という声が、市民の中から聞かれております。

そこで、市民が見てわかるような行政の簡素化、そしてまた税金の使われ方、これらに取り組んでいかなければならないと思われます。一口に行革といっても、その領域は非常に広範にわたりますので、今回は、我がまちな行革は進んでいるのか遅れているのか、これを相対的に把握するために、次の点について質問をいたします。

一点といたしまして、人件費比率と普通建設事業費の比率について。これは住民の税金が人件費にどのくらい消費されているかと、まちづくりにとれくらい振り向けられているかということ、自治省あたりでは、人件費は二〇%未満、できれば一七から一八%未満が望ましいと言われています。

参考までに五十九年度自治省決算統計によりますと、人件費比率が低い市、一番効率よくやられておるという所でございますけれども、これは福岡県の太宰府市の一〇・九%、二番目は同じく福岡県の宗像市の一一・六%、三番目は山梨県韮崎市の一二・六%。以後、いいと言われているのは一三%から一五%ぐらい、これらが続いているわけでございます。逆に人件費率が高い市、一番高いのは東京の小金井市の四一・二%、二番目が岡山県玉野市の三八・五%、三番目が愛知県の岩倉市の三八・五%、このようになっております。

また、普通建設事業費比率は三五以上がよいと考えられていますが、比率が高い市の一番が福岡県の太宰府市、これの五一・八%、二番目が東京の稲城市の四八・〇%、三番目が静岡県の焼津市の四五・八%、以下、四五から四三ぐらいが十位ぐらいまで続いている状況でございます。一方低い市は、一番が大阪の藤井寺市の六・一%、二番が東京の国立市の七・〇%、三番が東京の保谷市の七・八%、以下八・七から一二・六%ぐらいが十市ぐらい続いている。

そこで、我がまちは、この件についてどのような状態であるかお尋ねいたします。

二番目、職員一人当たり人口について。これは職員が多いか少数精鋭でやっているか、こういうことの一つの目安でございますが、これは委託を多く取り入れているか、また消防は広域消防でやっているか否か等によってかなり変

わってきますが、参考までに申し上げるのは、普通会計職員数で、人口は六十年三月三十一日現在のもので統計したものであります。職員一人当たり人口は百三十五人から百四十人以上を目標に、とされています。職員一人当たり人口が多い市、すなわち少数精鋭でやっているという所の一番は福岡県の宗像市、一人当たりについて二百二十六人の市民を賄っておると。二番目が同じく福岡県の太宰府市で二百五人、三番目が福岡県の春日市の百九十三人、以下十位ぐらいまでが百八十五人から百六十九人と続いております。職員一人当たり人口が少ない市、肥大化都市ですね、一番が北海道の歌志内市四十一人、二番が同じく北海道の夕張市の五十一人、三番目が高知県の土佐清水市の五十一人、以下五十五人から六十五人と続いております。

そこで我がまちは、自治省のモデル定数、これと比べてどのような数値となっているのかお尋ねいたします。

三番目、給与水準について。給与は適正かどうか。六十年四月一日現在のラスパイルズ指数、全国の全自治体の平均は一〇五・〇。市の単位で見るときには、全国平均が一〇七・五となっています。最高は大阪の堺市の一二五・七であります。自治省では高給与団体に対して昭和五十六年以降ラスパイルズ指数が一五以上の百五十三市町村を対象に、第一次個別指導を行いました。また六十一年度から百五十三市町村について個別是正指導がなされ、そして、これらの問題点について指導が進められております。是正がなされない場合は、御案内のように起債の制限、それから特別交付税のカット、このような制裁措置が行われておりますが、我がまちは、五十九年度一一六・五ということ、でこの個別指導の対象になっていますが、現在どのように改善されてきておるか。参考までに六十年度は一一五・六というふうになっております。

四番目、その他主な指標の分析として、一つとして経常収支比率について。一般的には、この経常収支比率が八〇%を超えると異状な状態だと言われています。行革の目標としては、できるだけ七〇%未満を目指すべきだと言われていますが、我がまちはどのような比率となっているか。財政力指数についても一緒にお答えいただきたいと思えます。二番目、公債費比率について。この公債費の比率の適正水準は一般的には一〇%未満とされ、一五%を超えると危険信号、二〇%を超えると赤信号で、自治省から起債制限も受けることになっております。ただし、この公債